

# 令和4年度兵庫県中小企業融資制度要綱

## 第1章 総 則

### 第1 目 的

この要綱は、令和4年度兵庫県中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）を設けることにより、金融機関及び兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内の中小企業者等が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本県経済活力の源泉である中小企業の活性化に資することを目的とする。

### 第2 融資対象者及び中小企業者等の定義

原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する次の者を融資対象者とする。

#### 1 中小企業者

次のいずれかに該当する者

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する会社及び個人企業
- (2) 中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種については、同施行令に定めるその業種ごとの資本の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

#### 2 組合等

中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、及び第7号から第11号に定める組合、連合会等

#### 3 その他の法人

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に定める医業を主たる事業とする法人
- (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）第49条の規定により中小企業者とみなされるもの

#### 4 特定非営利活動法人

中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）

#### 5 特定事業者

中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者

なお、以下に該当するものに限られる。

- (1) 特定事業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの
- (2) 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第22条第1項の規定により中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者とみなされるもの
- (3) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第8条第2項又は第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの

#### 6 中小企業者等

1に規定する中小企業者、2に規定する組合等、3に規定するその他の法人、4に規定するNPO法人、5に規定する特定事業者

### 第3 融資枠及び融資制度の区分

この融資制度の融資枠は5,000億円とし、次に掲げる融資に区分し、それぞれの融資枠は、次のとおりとする。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1 事業展開融資  | 1,000億円 |
| 2 経営安定融資  | 3,000億円 |
| 3 一般事業融資  | 880億円   |
| 4 神戸市独自資金 | 120億円   |

#### 第4 資金措置

##### 1 事業資金の貸付及び預託

県は、融資制度の実行に必要な貸付資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める必要な金額を、3月31日を期限として保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関へ預託するものとする。

##### 2 継続資金の貸付及び預託

県は、貸付年度の次年度以降、継続資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める額を、毎年4月1日から翌年3月31日まで保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関に預託するものとする。

##### 3 貸付利率及び預託利率

この要綱の定める利率とする。ただし、この利率で預託できない場合は、別途県が指示するものとする。

##### 4 貸付金及び預託金の返納

(1) 保証協会は1及び2の貸付金について、約定利子とともに県の納入通知書により県へ返納するものとする。

(2) 取扱金融機関は、保証協会の指示により、預託金を保証協会へ返納するものとする。

##### 5 貸付及び預託の日の特例

4月1日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日に貸し付け、及び預託するものとし、3月31日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日まで貸し付け、及び預託するものとする。

#### 第5 取扱金融機関

別表1に掲げる金融機関の県内に所在する店舗とする。

ただし、立地資金および新型コロナウイルス感染症対策にかかる4資金（経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策貸付、伴走型経営支援特別貸付）、借換等貸付（新型コロナウイルス対策）、経営活性化資金（新型コロナウイルス対策））については、県外に所在する店舗でも取り扱えるものとする。

#### 第6 取扱期間及び受付機関

取扱期間及び受付機関は別表2のとおりとし、必要に応じて次により取り扱うものとする。

(1) 取扱期間中においても融資枠に達したときは、この取扱いを打ち切ることがある。

(2) やむを得ず取扱期間内に融資実行できない場合は、取扱期間内に申込受付をしたものに限って、弾力的に運用することとする。

#### 第7 融資手続等

##### 1 受付

商工会議所・商工会及び神戸市は、融資希望者から融資申込書及び添付書類（以下「融資申込書等」という。）の提出があったときは、速やかに記載内容の確認を行い、融資対象として適当と認めるときは、信用保証を必要とするものは保証協会へ、信用保証を必要としないものは融資希望金融機関へ送付するものとする。

##### 2 保証審査

(1) 保証協会は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに保証の諾否を決定し、保証を承諾したときは、融資申込書及び保証書を当該融資希望金融機関へ送付するものとする。

(2) 融資申込書に融資希望金融機関の明示がないとき、及び融資希望金融機関から融資不可能の通知をうけたときは、融資を可能とする取扱金融機関へ速やかにあつ旋するものとする。

(3) 保証審査の結果、信用保証を否決したとき、及びあつ旋融資が不可能と決定したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

### 3 融資審査

- (1) 取扱金融機関は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関若しくは保証協会から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに融資の可否を決定し、融資が可能と決定したときは、融資を実行するとともに、保証付融資の場合は、その結果を保証協会へ通知するものとする。
- (2) 取扱金融機関が融資審査をした結果、融資が不可能と決定したとき又は融資対象として不適当と判断したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

### 4 期中支援

融資実行した案件については、金融機関は必要に応じて、保証協会と協力のうえ適切な期中支援に努めるものとする。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた中小企業者等に対して保証承諾・融資実行した案件については、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対しその内容を電子媒体で報告するものとする。

なお、取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

また、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

## 第8 保証及び融資状況の報告

### 1 保証協会

保証協会は、毎月末の保証付融資の状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書（様式第21号）により県産業労働部（制度融資担当）へ報告するものとする。

### 2 取扱金融機関

取扱金融機関は、毎月末の融資（保証なし）状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度融資実行（保証なし）報告書（様式第22号）に当該報告に係る融資申込書を添え、県産業労働部（制度融資担当）へ報告するものとする。また、神戸市独自資金（保証なし）については納税証明書をあわせて県産業労働部（制度融資担当）へ送付するものとする。

なお、別表3において指定する申込書等については、保証付、保証なしにかかわらず、あわせて県産業労働部（制度融資担当）へ送付するものとする。

## 第9 様式

融資制度の実施に必要な様式は、別表3のとおりとする。

## 第10 報告及び調査

- (1) 県は、融資制度の関係機関及び利用者に対して、必要があると認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。
- (2) 県は、融資制度の利用者が、この要綱の規定に違反して、資金を利用していると認められるときは、融資金の全部又は一部の償還を求めることができる。

## 第11 両建預金の禁止

取扱金融機関は、融資制度による融資に当たっては、過大な両建預金を求めてはならない。

## 第12 関係機関の協力

融資制度の関係機関は、相互に連絡協調のうえ、融資制度の円滑な実施に努めるものとする。

### 第13 次年度にまたがる融資実行の取扱い

当該年度に融資申込みを受け、融資実行が次年度にまたがる場合は、次により取り扱うものとする。

#### 1 当該年度の融資制度が、次年度においても存続する場合

- (1) 融資の実行が次年度にまたがって行われるときは、次年度の要綱の規定を適用する。この場合において、融資条件の変更により保証書を変更する必要があるときは、保証協会の所定の手続きを行うものとする。
- (2) 次年度の要綱の制定が4月以降となる見込みのときは、事前に次年度の要綱の運用について通知を行うので、この通知に基づき融資を実行するものとする。
- (3) これら融資の実行は、全て次年度の要綱に基づき実施されたものとして扱い、融資の実績も次年度の実績として報告するものとする。

#### 2 当該年度の融資制度が廃止された場合、次年度において当該融資制度を一部吸収した新しい融資制度に移行した場合及び特別対策融資制度の場合

当該年度の融資制度で定められた融資条件により実施し、融資の実績も当該年度の実績として報告するものとする。

### 第14 融資の対象とできない者

融資希望者が次に該当する場合は、この要綱に定める融資制度を利用することができない。ただし、要綱に別途定めがある場合及び特別に保証協会が保証を承諾する場合は、それに従う。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 1の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置を受けているとき。
- 6 事業の形態、実績等から見て事業者と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 大企業等から単独で50%以上の出資を受けているとき。
- 13 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。



## 第2章 融 資 制 度

### 第15 事業展開融資

#### 1 融資枠及び融資区分

資 金 名	新分野 進出資金	設備投資 資 金	立地資金	開業資金	
				新規開業 貸 付	再挑戦 貸 付
融資枠	285億円	480億円	110億円	120億円 〔うち、経営者保証 免除貸付10億円〕	5億円

#### 2 資金措置

資金名 区 分	新分野 進出資金	設備投資 資 金	立地資金	開業資金
預 託 額	92億5,952万円以内	208億6,956万円以内	55億円以内	73億5,293万円以内
令和5年度以降は、県が予算の範囲内で別途算定した額				
貸付利率 預託利率	無利息			
預託期間	令和4年度を含み、 11か年度以内	令和4年度を含み、16か年度以内		令和4年度を含み、 16か年度以内

#### 3 融資対象

##### (1) 新分野進出資金

###### ① 事業応援貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取り組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上額の増加が見込まれる者

###### ② 事業承継支援貸付

次のアからエのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む中小企業者等で、事業承継において、その事業を承継しようとする者、又は承継した者

イ 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人

ウ 国の全国統一保証制度である「事業承継特別保証制度」を利用する者

エ 国の全国統一保証制度である「経営承継借換関連保証」を利用する者

##### (2) 設備投資資金

###### ① 設備投資促進貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウからカのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者

エ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者

オ 策定した事業継続計画（BCP）に基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備導入等の防災関連の対策を行う者

カ 旅館・ホテルの営業許可を受け、ホテル・旅館の新築又は改修を行う者

### (3) 立地資金

#### ① 拠点地区進出貸付

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」の規定に基づく拠点地区に進出する者で、次のアに該当する者として県の確認を受け、かつ、イに該当する者

ア 国際経済地区における国際経済交流事業、工場立地促進地区における工場立地事業、都市再生高度業務地区における高度業務事業、又は既存未利用地等再生促進地区における再活性化事業を実施する者

イ 県内常用雇用者を11人（研究所では5人）以上雇用する者

ただし、促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、北播磨地域（西脇市及び多可町）、中播磨地域（神河町）、及び西播磨地域（赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町及び佐用町）内においては、県内常用雇用者を6人（研究所では5人）以上雇用する者

### (4) 開業資金

#### ① 新規開業貸付

適正な事業計画により、新規に事業を開始しようとする者で、次のアからカのいずれかに該当し、かつ、キからケの全てに該当する者

ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内（認定特定創業支援事業による支援を受ける者は6か月以内）に県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援事業による支援を受ける者は6か月以内）に新たに会社を設立して県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

ウ 事業を営んでいない者が営業を開始して1年未満の者。なお、事業を営んでいない個人が個人事業主として営業を開始した後に法人成りし、個人事業主として営業を開始した日から起算して1年未満の会社を含む。

エ 中小企業者である会社で、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する会社

オ イからエのいずれかに該当する会社で、かつ、取扱金融機関から、当該貸付額に対する1割以上のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる者、又は融資申込時まで、取扱金融機関において、経営者保証なしのプロパー融資の借入残高がある者

カ アからウのいずれかに該当する者で、かつ、在留資格「経営・管理」の資格取得が見込まれる外国人

キ 許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けている又は受けることが確実と見込まれる者

ク 保証協会の保証により開業資金の調達をしていない者

ケ 開業しようとする事業に着手していることが明らかである者又は着手することが確実と見込まれる者

#### ② 再挑戦貸付

次のいずれかに該当する中小企業者で、経営状況悪化による事業の廃止又は解散後、適正な事業計画により再起業を図る者

ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する者

イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たな会社を設立し事業を開始する者

ウ 再起業してから6か月以内の者。なお、事業を営んでいない個人が個人事業主として営業を開始した後に法人成りし、個人事業主として営業を開始した日から起算して6か月以内の会社を含む。

## 4 資金使途

### (1) 新分野進出資金

#### ① 事業応援貸付

業況の拡大や新事業展開等に必要な設備資金及び運転資金とする。  
ただし、県外から進出しこれから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

#### ② 事業承継支援貸付

ア 事業承継又は事業承継時までに必要な設備資金及び運転資金とする（「事業承継特別保証制度」を事業承継後に利用の場合及び「経営承継借換関連保証」を利用の場合を除く）。また、有価証券取得費用、のれん代等を含むが、有価証券の取得については、原材料の安定確保や下請企業の育成又は販売先の確保等、経営の維持・拡大を目的としたものに限る。

イ 「事業承継特別保証制度」（事業承継後に利用の場合に限る）及び「経営承継借換関連保証」を利用の場合については、事業承継前における保証人（「経営承継借換関連保証」を利用の場合は現代表者に限る）を提供している信用保証協会の保証付融資の既往借入金の返済資金（借換資金）とする。

### (2) 設備投資資金

#### ① 設備投資促進貸付

事業計画の実施に必要な設備資金及び設備投資に伴う運転資金とする。ただし、土地のみの購入は原則として融資対象としない。

また、車両購入の場合において、以下のア及びイの場合は融資対象としない。

ア 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の排出基準に適合しない車両からの買替え（旧車両を解体廃車する場合）

イ 燃料電池自動車・電気自動車・天然ガス自動車の購入

### (3) 立地資金

#### ① 拠点地区進出貸付

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」の規定に基づく拠点地区への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む。）とする。

### (4) 開業資金

#### ① 新規開業貸付

開業（又は営業開始後1年未満）に要する設備資金及び運転資金とする。

#### ② 再挑戦貸付

再起業に要する設備資金及び運転資金とする。

## 5 融資条件

資金名 融資条件	新分野進出資金	
	事業応援貸付	事業承継支援貸付
融資限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合・1個人 2.8億円
融資期間	10年以内	
融資利率	年 1.10%	年 0.90%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内）	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要） ただし、「事業承継特別保証制度」及び「経営承継借換関連保証」を利用の場合は保証人不要	
信用保証	原則として保証が必要	

資金名 融資条件	設備投資資金	立地資金
	設備投資促進貸付	拠点地区進出貸付
融資限度額	1企業・1組合 3億円 〔BCPに基づく防災関連対策の場合は15億円 ホテルの新築又は改修の場合は30億円〕	1企業・1組合100億円 かつ、融資対象事業費の80%以内
融資期間	10年以内 〔BCPに基づく防災関連対策・ホテルの新築 又は改修の場合は15年以内〕	15年以内
融資利率	年 0.90%	年 0.75%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内）	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証	必要に応じて保証を付す （ただし保証限度額は、1企業2.8億円、1組合4.8億円）	

資金名 融資条件	開業資金	
	新規開業貸付	再挑戦貸付
融資限度額	1企業 3,500万円 （うち、経営者保証を免除する場合は 500万円）	1企業 2,000万円
融資期間	10年以内	15年以内
融資利率	年 0.60%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内）	元金均等月賦返済（うち据置3年以内）
担保 連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者 保証人不要）（ただし、経営者保証免除 貸付を利用する場合は不要）	保証協会の定めるところによる。 （第三者保証人不要）
信用保証	保証が必要	

## 6 申込書類

### (1) 新分野進出資金

#### ① 事業応援貸付

##### ア 融資申込書類

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）・・・・・・・・ 1部

##### イ 添付書類

- (ア) 兵庫県新分野進出資金(事業応援貸付)事業計画書（様式第7号）・・・・・・・・ 1部
- (イ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築  
施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (ウ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号）  
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕・・・・・・・・ 1部
- (エ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・ 1部

#### ② 事業承継支援貸付

##### ア 融資申込書類

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）・・・・・・・・ 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県新分野進出資金(事業承継支援貸付)事業計画書(様式第8号) . . . . . 1部
- (イ) 経営資源の取得に関し、取引内容や資金使途等の詳細が分かる書類  
(譲渡(仮)契約書(写)等) . . . . . 1部
- (ウ) 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定による認定書(写)[法の認定が必要な場合] 1部
- (エ) 商業・法人登記簿謄本(法人の場合) . . . . . 1部
- (オ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)  
又は取得申込みを証する書類 . . . . . 1部
- (カ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築  
施設の設計図、見積書(写)等) . . . . . 1部
- (キ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号) . . . . . 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県設備投資資金(設備投資促進貸付)事業計画書(様式第9号) . . . . . 1部
- (イ) 以下のいずれかの書類[BCPに基づく防災関連対策の場合] . . . . . 1部
  - (a) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP(写)及び自己診断チェック  
リスト(写)
  - (b) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」(写)及  
び認定書(写)
  - (c) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP(写)及びレジリエンス認証・登録証(写)
  - (d) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP(写)及び推薦書
  - (e) 兵庫県企業BCP策定支援事業による補助を受け策定したBCP(写)及び補助金交付決  
定通知書(写)
- (ウ) 設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、  
見積書(写)等) . . . . . 1部
- (エ) 兵庫県進出事業計画書(様式第3号)  
[県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合] . . . . . 1部
- (オ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

(3) 立地資金

① 拠点地区進出貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号) . . . . . 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県立地資金(拠点地区進出貸付)事業計画書(様式第10号) . . . . . 1部
- (イ) 立地促進事業等確認結果通知書(写) . . . . . 1部
- (ウ) 兵庫県立地資金(拠点地区進出貸付)対象事業確認結果通知書(写) . . . . . 1部
- (エ) 設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、  
見積書(写)、土地の売買等が確実と確認できるもの) . . . . . 1部
- (オ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

#### (4) 開業資金

##### ① 新規開業貸付

###### ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号） . . . . . 1部

###### イ 添付書類

- (ア) 住民票等（法人の場合は商業・法人登記簿謄本、個人の場合は住民票）（保証協会の定めるところによる） . . . . . 1部
- (イ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)又は取得申込を証する書類 . . . . . 1部
- (ウ) 土地・建物の賃貸(購入)契約書、什器・設備・仕入商品納品書又は注文書(写) . . . 1部
- (エ) 市町長が発行した認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての証明書(写)〔認定特定創業支援事業による支援を受ける場合〕 . . . . . 1部
- (オ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。） . . . . . 1部
- (カ) 創業・再挑戦計画書（保証協会の定めるところによる。） . . . . . 1部
- (キ) 兵庫県開業資金(新規開業貸付)事業計画書（様式第11号）〔(カ)が不要な場合〕 . . 1部
- (ク) 兵庫県開業資金（新規開業貸付一経営者保証免除貸付）確認書（様式第12号）〔経営者保証を免除する場合〕 . . . . . 1部

##### ② 再挑戦貸付

###### ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号） . . . . . 1部

###### イ 添付書類

- (ア) 住民票等（法人の場合は商業・法人登記簿謄本、個人の場合は住民票）（保証協会の定めるところによる。） . . . . . 1部
- (イ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)又は取得申込を証する書類 . . . . . 1部
- (ウ) 土地・建物の賃貸(購入)契約書、什器・設備・仕入商品納品書又は注文書(写) . . . 1部
- (エ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。） . . . . . 1部
- (オ) 創業・再挑戦計画書(保証協会の定めたもの)〔再挑戦支援保証制度を利用する場合〕 1部
- (カ) 資格要件申告書（保証協会の定めたもの）〔再挑戦支援保証制度を利用する場合〕 . 1部
- (キ) 兵庫県開業資金(再挑戦貸付)事業計画書（様式第11号）〔(オ)、(カ)が不要な場合〕 . 1部
- (ク) 事業の廃止又は会社の解散等についての確認資料（個人は廃業届出書、法人は解散登記のある商業・法人登記簿謄本） . . . . . 1部

#### 7 その他

##### (1) 新分野進出資金の運用について

###### ①事業応援貸付

「経営革新計画」の承認を受けた場合、3融資対象(1)①ウの規定「融資実行後、概ね2年以内に売上額の増加が見込まれる」旨は適用しない。

##### (2) 設備投資資金の運用について

###### ① 設備投資促進貸付

ア 設備投資に伴って必要となる運転資金についても、設備資金と一本化することで融資対象とすることができる。ただし、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とする。

イ BCPに基づく防災関連対策の場合の要件とする事業継続計画（BCP）とは、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当するBCPとする。また、次の(イ)の「事業継続力強化計画」の認定を受けた者については、中小企業者に限らず融資対象とできる場合がある。

- (ア) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
- (イ) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」
- (ウ) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP
- (エ) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
- (オ) 兵庫県企業BCP策定支援事業による補助を受け策定したBCP

(3) 立地資金の運用について

① 拠点地区進出貸付

ア 立地促進事業等の確認を受けた者については、中小企業者に限らず融資対象とする。

なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求められることがある。

イ 立地促進事業等の確認を受けた者については、新規に事業を開始しようとする者であっても融資対象とする。この場合信用保証は対象外となる。

ウ 許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けることが確実に見込まれること。

エ 理由なく進出を中止・中断した場合は融資を繰上償還させることがある。

オ 融資限度額は、一連の事業計画の中の限度とし、年度が変わっても、これまでの融資額の合計額を含むものとする。

(4) 開業資金の運用について

① 新規開業貸付

ア 3 融資対象(4)①オに該当し、経営者保証を免除する場合の融資を「経営者保証免除貸付」と規定するとともに、融資申込時まで又は融資実行と原則同時に受けることを要件とする「取扱金融機関プロパー融資」は、次の(ア)・(イ)・(エ)に該当するもの、又は(ウ)・(エ)に該当するものとする。

(ア) 経営者保証免除貸付と同様、経営者保証はとらない。

(イ) 経営者保証免除貸付の実行額の1割以上の額を原則同時に実行する。

(ウ) 経営者保証免除貸付の融資申込時点で残高のある経営者保証のない融資

(エ) その他の融資条件については、金融機関所定の条件とする。

なお、取扱金融機関プロパー融資については、金融機関預託による資金措置の対象外である。

イ 在留資格「経営・管理」の取得が見込める外国人とは、スタートアップビザ制度を活用し、起業準備のための滞在が認められた外国人等をいい、金融機関や保証協会が認める場合とする。

② 再挑戦貸付

ア 廃業経験者であっても、経営状態の悪化等によらない廃業（自主的廃業）の場合は、融資対象とならない。

イ 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散日において当該会社の業務を執行していた役員も対象とする。

ウ 新規開業貸付と併用できる。ただし、その場合でも、融資限度額の制限を受ける場合がある。

第16 経営安定融資

1 融資枠及び融資区分

資金名	経営安定資金			借換資金
	経営円滑化貸付	企業再生貸付	経営力強化貸付	借換等貸付
融資枠	2,730億円	50億円	20億円	200億円

2 資金措置

区分	経営安定資金			借換資金
	経営円滑化貸付	企業再生貸付	経営力強化貸付	借換等貸付
預託額	1,136億9,339万円以内	7億2,463万円以内	7億6,923万円以内	111億1,111万円以内
貸付利率 預託利率	無利息			
預託期間	令和4年度を含み、11か年度以内	令和4年度を含み、16か年度以内	令和4年度を含み、11か年度以内	

3 融資対象

県内での同一事業歴が1年以上の中小企業者等で、次の資金区分ごとに定める者  
 ただし、(1)①(新型コロナウイルス対策貸付)及び(伴走型経営支援特別貸付)、(2)①借換等貸付(新型コロナウイルス対策)は県内での同一事業歴が3か月間以上の中小企業者等、(1)①(連鎖倒産防止)及び(災害対応)のうちウに該当する場合、(1)③経営力強化貸付は県内で事業を営んでいる中小企業者等

(1) 経営安定資金

① 経営円滑化貸付

次のアからシまでのいずれかに該当する者  
 (売上減少)

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者

イ 経済情勢の変化により著しい影響を受け、最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

(災害対応)

ウ 県が指定する災害により、事業所等に被害若しくは事業用資産に被害を受けた者等として県が別途定める者

エ 県が指定する災害により影響を受け、売上高等が前年同期に比べて減少している者等として県が別途定める者

(原油価格高騰)

オ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間(令和4年4月1日から当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする)の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っている者

(原材料価格高騰)

カ 原材料・エネルギーコストの高騰により、最近3か月間の「売上原価」が、前年同期と比べて10%以上増加しており、かつ、最近3か月間の「売上総利益(粗利益)」が、前年同期比で減少している者(令和4年4月1日から当面の間、いずれも「最近1か月間」での算定も可とする)



(連鎖倒産防止)

- キ 倒産事業者に対し、50万円以上の債権（貸付金等の営業外の債権を除く。以下同じ。）を有するとして商工会議所又は商工会の認定を受けた者
  - ク 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき経済産業大臣が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の債権を有するとして市町長の認定を受けた者
  - ケ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づき、経済産業大臣が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障を生じているとして市町長の認定を受けた者（新型コロナウイルス対策貸付）
  - コ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、次のいずれかに該当する者
    - (ア) 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者
    - (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者。
    - (ウ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者。ただし、売上高等の減少を要因としないものを除く。
  - （伴走型経営支援特別貸付）
  - サ 経営行動計画を策定し、次のいずれかに該当する中小企業者等。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。
    - (ア) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定を受けた者。
    - (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者。
    - (ウ) 次の(a)又は(b) i からviのいずれかに該当する者。ただし、中小企業信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る）に限る。
      - (a) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
      - (b) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
      - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
      - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
      - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
      - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
      - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
  - （鳥インフルエンザ貸付）
  - シ 令和4年度鳥インフルエンザの発生による影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者
- ② 企業再生貸付
- 次のアからカまでのいずれかに該当する者
  - ア 兵庫県中小企業活性化協議会の「再生計画」の策定支援を受け、かつ、金融機関の協力が得られるなど関係機関の支援体制が構築されており、今後の企業再生が見込まれる者
  - イ 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき、(株)整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、適切な事業計画を有しその他経済産業大臣が定める基準に適合することにより事業の再生が可能と認められる者として、市町長の認定を受けた者
  - ウ 法的再建手続中の中小企業者等であって、(ア)から(ウ)の全てに該当する者
    - (ア) 次のいずれかに該当する者

- ・再生事件又は更正事件が係属している者
- ・民事再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合等を除く）
- (イ) 再生・更正計画の認可決定が確定した後3年を経過していない者
- (ウ) 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業再建に合理的な見通しが認められる場合（償還が見込まれる場合）
- エ 私的整理手続中の中小企業者等であって、(ア)又は(イ)のいずれかに該当するとともに(ウ)に該当する者
- (ア) 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとする者
- (イ) 認定支援機関(中小企業活性化協議会)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする者
- (ウ) 金融機関の支援が得られており、事業再建に合理的な見通しが認められる場合
- オ 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）を受ける者（債権者全員の合意が成立した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等）  
（コロナ対応）
- カ 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証【感染症対応型】）を受ける者（債権者全員の合意が成立した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等）
- ③ 経営力強化貸付  
国の全国統一保証制度である経営力強化保証を受ける者（金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者）

## (2) 借換資金

### ① 借換等貸付

借換による返済負担の軽減により経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込のある者で、次のア又はイに該当する者

ア 以下に記載の【借換対象となる借入残高】(a)又は(b)のいずれかを有する者。なお、(a)及び(b)の借入は、申込時点で融資実行後2年を経過しており、かつ元金の約定返済がなされているものとする。また、(c)の借入は、当初保証額から2割以上の返済実績があるものとする。

（新型コロナウイルス対策）

イ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、以下に記載の【借換対象となる借入残高】(a)又は(b)のいずれかを有し、かつ、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者。

(ア) 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者。

(ウ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者。ただし、売上高等の減少を要因としないものを除く。

【借換対象となる借入残高】

(a) 融資制度の借入残高。ただし、短期資金〔一括返済分〕、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付〔一括返済分〕を除く。

(b) 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市融資制度の借入残高。ただし、短期資金〔一括返済分〕、産業立地促進資金融資、季節資金〔一括返済分〕及び神戸市CLO借換融資を除く。

(c) (a)又は(b)の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資（神戸市以外の市町制度融資及び金融機関との提携保証を除く。以下「保証付融資」という。）の借入残高。なお、借換対象資金の借入残高のうち1/2以上は、(a)又は(b)の融資によるものであること。

#### 4 資金使途

運転資金とする。ただし、次の(1)から(6)に該当する場合は、次の通りとする。

- (1) 3(1)①(災害対応)の場合は、県が別途定めるものとする。
- (2) 3(1)①(新型コロナウイルス対策貸付)の場合は、経営の安定に必要な運転資金及び設備資金とする。
- (3) 3(1)①(伴走型経営支援特別貸付)のうち経営安定関連保証利用の場合は、経営の安定に必要な運転資金及び設備資金、返済資金(借換資金)とする。
- (4) 3(1)①(伴走型経営支援特別貸付)のうち上記(3)以外の場合、及び3(1)②企業再生貸付のうち経営改善サポート保証(感染症対応型を含む)を利用の場合、3(1)③経営力強化貸付の場合は、運転資金及び設備資金、返済資金(借換資金)とする。
- (5) 3(1)②企業再生貸付のうち上記(4)以外の場合は、設備資金及び運転資金とする。
- (6) 3(2)借換資金については既往借入金の返済資金(借換資金)とし、借換資金に加え当初借入額を上限に追加融資を認めるが、借換後の毎月の返済額は、借換前の毎月の返済額を超えないものとする。

#### 5 融資条件

名 資金	経営安定資金		
	経営円滑化貸付		
融資条件	(売上減少) (原油価格高騰)(原材料価格高騰) (連鎖倒産防止) (鳥インフルエンザ貸付)	(新型コロナウイルス対策貸付)	(災害対応)
融資限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2.8億円	災害の規模・ 態様に応じて、 別途定める
融資期間	10年以内		
融資利率	年0.80%	年0.70%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる		
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内)		
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 (第三者保証人不要)		
信用保証	原則として保証が必要		

資金名	経営安定資金	
融資条件	経営円滑化貸付(伴走型経営支援特別貸付)	
融資限度額	1企業・1組合 1億円	
融資期間	10年以内	
融資利率	年0.90%	
融資方法	証書貸付又は手形貸付	
返済方法	原則元金均等月賦返済(うち据置5年以内) ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	
担保	保証協会の定めるところによる	
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
信用保証	保証をつける	
信用保証料	<p>(1)経営安定関連保証4号又は5号を利用の場合 借入金額に対して、0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)とし、0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)を国が補助するものとする。</p> <p>(2)経営安定関連保証以外を利用の場合 ア 責任共有制度対象の場合 借入金額に対して、財務区分(9区分)に応じて0.45~1.90%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.65~2.10%)とし、0.25~0.75%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.45~0.95%)を国が補助するものとする。 イ 責任共有制度対象外の場合 借入金額に対して、財務区分(9区分)に応じて0.50~2.20%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.70~2.40%)とし、0.30~1.05%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.50~1.25%)を国が補助するものとする。 ただし、上記ア及びイにおいて、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、財務区分のうち5区分の料率及び補助率を適用する。 なお、上記(1)及び(2)において、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外とする。</p>	
保証割合	<p>経営安定関連保証4号については100%(全部保証)。 経営安定関連保証4号以外を利用の場合は、申込金融機関の選択した責任共有制度(責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。)の方式によるものとする。ただし、責任共有制度対象外となる既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込受付した保証であって保証割合が100%保証の保証を含む)を、経営安定関連保証4号以外で借り換える場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る)については、責任共有制度の対象外とする。 また、借換保証制度要綱(平成15・1・30中庁第1号)の定めにかかわらず、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に、保証申込受付かつ融資実行された経営安定関連保証5号を付した既往借入金については、経営安定関連保証4号で借り換えることができる。ただし、当該保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。</p>	

資金名	経営安定資金	
融資条件	企業再生貸付	企業再生貸付 (コロナ対応)
融資限度額	1企業・1組合 2億円	1企業・1組合 2.8億円
融資期間	15年以内	
融資利率	年1.40%	年0.90%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済 (うち据置3年以内)	元金均等月賦返済 (うち据置5年以内)
担保	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
連帯保証人	また、企業再生貸付(コロナ対応)で経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
信用保証	保証が必要	

資金名 融資条件	経営安定資金 経営力強化貸付		
	設備資金	運転資金	借換資金
融資限度額	1企業・1組合 2.8億円		
融資期間	7年以内	5年以内	10年以内
融資利率	年1.00%		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内）		
担保 連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）		
信用保証	保証が必要		

資金名 融資条件	借換資金	
	借換等貸付	借換等貸付（新型コロナウイルス対策）
融資限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2.8億円
融資期間	借換対象となる既往借入金の残高に加え、当初借入額を上限に追加融資を認めるが、借換後の毎月の返済額が借換前の毎月の返済額を超えないこと 10年以内	
融資利率	年1.50%	年0.70%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内）	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証	原則として保証が必要	

## 6 申込書類

### (1) 経営安定資金

#### ① 経営円滑化貸付

##### ア 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）・・・1部

##### イ 添付書類

- (ア) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の規定による認定書又は兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第13号）〔3(1)①（売上減少）の場合〕・・・1部
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の規定による認定書又は兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第14号）〔3(1)①（原油価格高騰）の場合〕 1部
- (ウ) 兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第15号）  
〔3(1)①（原材料価格高騰）の場合〕・・・1部
- (エ) 兵庫県経営円滑化貸付対象企業認定書（様式第16号）又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の規定による認定書  
〔3(1)①（連鎖倒産防止）の場合〕・・・1部
- (オ) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第19号）、又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による認定書〔3(1)①（新型コロナウイルス対策貸付）の場合〕 1部
- (カ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による認定書  
〔3(1)①（伴走型経営支援特別貸付）のうち(ア)及び(イ)の場合〕・・・1部
- (キ) 伴走支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（写）  
〔3(1)①（伴走型経営支援特別貸付）の場合〕・・・1部
- (ク) 伴走支援型特別保証制度所定の次の(a)から(c)のいずれかの確認書
  - (a) 売上高減少要件確認書
  - (b) 売上高総利益率減少要件確認書

- (c) 売上高営業利益率減少要件確認書  
 [ 3 (1)① (伴走型経営支援特別貸付) のうち(ウ)の場合] . . . . . 1 部
- (ケ) 伴走支援型特別保証制度所定の経営者保証免除対応確認書 [ 3 (1)① (伴走型経営支援特別貸付) の場合で、経営者保証免除対応を適用する場合] . . . . . 1 部
- (コ) 鳥インフルエンザの影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書 (様式第29号) [ 3 (1)① (鳥インフルエンザ貸付) の場合] . . . . . 1 部
- (サ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設的设计図、見積書 (写) 等) . . . . . 1 部
- (シ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1 部

② 企業再生貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) . . . . . 1 部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県企業再生貸付事業計画書 (様式第17号)、兵庫県中小企業活性化協議会から「再生計画」の策定支援を受けたことが確認できる書類、及び再生計画書 (写) [ 3 (1)②ア中小企業活性化協議会の計画策定支援を受ける場合] . . . . . 各 1 部
- (イ) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の規定による認定書 [ 3 (1)②イ整理回収機構に債権が譲渡された場合] . . . . . 1 部
- (ウ) 事業再生に関する計画書 (保証協会の定めたもの) [ 3 (1)②ウ法的再建又はエ私的整理の場合] . . . . . 1 部
- (エ) 資金繰り表、法的手続の申立書類 (写) 等事業再生保証制度所定の書類 [ 3 (1)②ウ法的再建の場合] . . . . . 1 部
- (オ) 特定認証紛争解決手続を実施していることが確認できる書面又は認定支援機関 (中小企業活性化協議会) が当該事業者の事業再生計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書面等事業再生円滑化関連保証制度所定の書類 [ 3 (1)②エ私的整理の場合] . . . . . 1 部
- (カ) 事業再生計画実施関連保証制度所定の事業再生計画書 (写) [ 3 (1)②オ又は (コロナ対応) の場合] . . . . . 1 部
- (キ) 事業再生計画実施関連保証制度所定の経営者保証免除対応確認書 [ 3 (1)② (コロナ対応) の場合で、経営者保証免除対応を適用する場合] . . . . . 1 部
- (ク) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設的设计図、見積書 (写) 等) . . . . . 1 部
- (ケ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1 部

③ 経営力強化貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) . . . . . 1 部

イ 添付書類

- (ア) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 . . . . . 1 部
- (イ) 事業計画書 (申込人が策定したもの) . . . . . 1 部
- (ウ) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 (事業計画書に記載されている場合は不要) . . . . . 1 部
- (エ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設的设计図、見積書 (写) 等) . . . . . 1 部
- (オ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1 部

## (2) 借換資金

### ① 借換等貸付

#### ア 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）・・・1部

#### イ 添付書類

- (ア) 兵庫県借換等貸付事業計画書（様式第18号）〔3(2)①借換等貸付の場合〕・・・1部
- (イ) 兵庫県借換等貸付（新型コロナウイルス対策）事業計画書（様式第20号）  
〔3(2)①借換等貸付（新型コロナウイルス対策）の場合〕・・・1部
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第19号）、又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書、若しくは同条同項第5号の規定による認定書  
〔3(2)①借換等貸付（新型コロナウイルス対策）の場合〕・・・1部
- (エ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・1部

## 7 その他

### (1) 経営円滑化貸付の運用について

- ① 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第1号、2号、4号、5号及び第6項の規定による認定申請書の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは、同認定書を交付するものとする。
- ② 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第13号から15号）、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第19号）、鳥インフルエンザの影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第29号）、伴走支援型特別保証制度所定の売上高減少要件確認書又は売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは、同確認書を交付するものとする。
- ③ 商工会議所及び商工会は、融資希望者から提出のあった兵庫県経営円滑化貸付対象企業認定申請書（連鎖倒産防止）（様式第16号）の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは、同認定書を交付するものとする。
- ④ 融資実行後、2年を経た経営円滑化貸付で元金の約定返済がなされている貸付については、経営円滑化貸付（3(1)①（新型コロナウイルス対策貸付）及び（鳥インフルエンザ貸付））を除く）で借り換えることができる。この場合、当初借入額を上限として、月々の返済額を増やさない程度に運転資金の追加融資を認める。
- ⑤ 3(1)①（災害対応）の融資対象・融資条件等は災害の規模・態様に応じて別途定めるものとする。
- ⑥ 3(1)①（連鎖倒産防止）において、倒産企業の基準及び指定の期間は次のとおりとする。

#### （指定の基準）

原則として、倒産時における金融機関の借入金を除く負債総額が3,000万円以上あつてかつ、50万円以上の債権を有する県内の中小企業者が2社以上である倒産企業。

なお、倒産企業の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 破産法に基づく破産手続きを開始した者
- (イ) 民事再生法に基づく民事再生手続きを開始した者
- (ウ) 会社更生法に基づく更生手続きを開始した者
- (エ) 会社法に基づく特別清算開始の申立てをした者
- (オ) 手形、小切手の不渡事故を起こし、手形交換所の取引停止処分を受けた者

(指定の期間)

指定の期間は、倒産の日から1年とする。

- ⑦ 3(1)①(新型コロナウイルス対策貸付)において金融機関が売上減少要件を確認する場合は、新型コロナウイルス感染症に係る運用緩和後の経営安定関連保証4号・5号認定基準を満たすと金融機関が認める者については、融資対象要件の規定に関わらず融資対象とすることができるものとする。
- ⑧ 3(1)①(伴走型経営支援特別貸付)における「経営者保証免除対応」とは、次の(ア)及び(イ)を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することとする。
  - (ア) 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
  - (イ) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ⑨ 3(1)①(伴走型経営支援特別貸付)は、国の全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を利用するものとし、「伴走型経営支援特別貸付」と規定する。
- ⑩ 3(1)①(伴走型経営支援特別貸付)の場合、借換えの対象とできる融資は原則兵庫県信用保証協会の保証付融資のみとする。なお、7(1)④の規定は適用しない。

(2) 企業再生貸付の運用について

- ① 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは同認定書を交付するものとする。
- ② 法的再建の場合については、事業再生保証制度による保証が必要であることから、融資期間を10年以内とする。
- ③ 私的整理の場合については、事業再生円滑化関連保証制度による保証が必要であることから、融資期間を3年以内とする。
- ④ 経営改善サポートの場合については、事業再生計画実施関連保証制度による保証が必要であることから、据置期間を1年以内とする。
- ⑤ コロナ対応の場合については、事業再生計画実施関連保証制度【感染症対応型】による保証が必要であることから、据置期間を5年以内とする。
- ⑥ 経営改善サポート及びコロナ対応の場合、借換えの対象とできる融資は原則信用保証協会の保証付融資のみとする。

(3) 経営力強化貸付の運用について

- ① 取扱金融機関は当該中小企業者等から、四半期に1回、事業計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- ② 取扱金融機関は、原則として年1回当該中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対して、事業計画の実行状況とともに、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。
- ③ 取扱金融機関は当該中小企業者等の事業計画の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、当該中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
- ④ 申込人が策定する事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。
  - ア 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること
  - イ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること
  - ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向



けた具体的な行動計画を記載すること

- ⑤ 設備資金と運転資金が混在した資金の融資期間は、7年以内とする。
- ⑥ この融資は責任共有制度の対象となるが、責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となる。

(4) 借換等貸付の運用について

- ① 融資制度又は神戸市融資制度及び保証付融資の既往借入金が複数ある場合に、これらを一本化して借換することができるが、この場合に少なくとも融資制度又は神戸市融資制度のうち一本は、融資実行後2年を経たものであること。なお、3(2)①借換等貸付(新型コロナウイルス対策)の場合を除く。
- ② 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書(様式第19号)の内容を審査し、事実に相違ないと認めたときは、同確認書を交付するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る運用緩和後の経営安定関連保証4号・5号認定基準を満たすと金融機関が認める者については、融資対象要件の規定に関わらず融資対象とすることができるものとする。

## 第17 一般事業融資

### 1 融資枠及び融資区分

資金名	長期資金	短期資金	小規模資金		経営活性化資金
			小規模無担保貸付	特別小規模貸付	
融資枠	300億円	80億円	50億円	185億円	265億円

### 2 資金措置

	長期資金	短期資金	小規模資金		経営活性化資金
			小規模無担保貸付	特別小規模貸付	
預託額	187億5,000万円以内	8億6,956万円以内	7億3,529万円以内	30億8,333万円以内	—
			令和5年度以降は、県が予算の範囲内で別途算出した額		
貸付利率 預託利率	無利息				—
預託期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで ただし、長期資金(組合共同事業)は、令和4年度を含み、11か年度以内		令和4年度を含み、8か年度以内		—

### 3 融資対象

#### (1) 長期資金

次のアからウまでのいずれかに該当する者

- ア 県内で事業を営む者
- イ 組合等の組合員
- ウ 共同生産、共同販売その他の共同事業を行う組合等

#### (2) 短期資金

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等

- ア 県内で事業を営む者
- イ 組合等の組合員

#### (3) 小規模資金

##### ① 小規模無担保貸付

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については当該政令で定める人数）以下であり、この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が4,500万円以内の中小企業者等で次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 県内で事業を営む者
- イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

##### ② 特別小規模貸付

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については当該政令で定める人数）以下であり、この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の中小企業者等で次のア又はイのいずれかに該当する者（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人以外のNPO法人を除く。）

- ア 県内で事業を営む者
- イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

(4) 経営活性化資金

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 県内で引き続き1年以上同一事業を営み、取扱金融機関と1年以上の与信取引のある中小企業者等（ただし、組合等を除く。）ただし、個人事業主については、青色申告を行っている者

イ アに該当する者で、かつ、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

4 資金使途

(1) 長期資金

運転資金とする。ただし、運転資金の金額未満で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができる。

また、組合等の組合員が必要とする場合（組合転貸）や、組合等が中小企業高度化資金の対象とならない共同事業を実施する場合（組合協同事業）は、事業実施のために必要とする設備資金及び運転資金とする。

(2) 短期資金

運転資金とする（組合転貸を含む）。

(3) 小規模資金

設備資金及び運転資金とする。

なお、県外から進出しこれから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

(4) 経営活性化資金

設備資金及び運転資金とする。ただし、3(4)イ（新型コロナウイルス対策）に該当する場合は運転資金とする。

5 融資条件

資金名	長期資金		短期資金	
融資条件				
融資限度額	1企業・1組合員 5,000万円 共同事業を行う組合等 1組合 1億円		1企業・1組合員 3,000万円	
融資期間	10年以内		1年以内	6か月以内
融資利率	年1.50%			
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返済方法	元金均等月賦返済 (うち据置2年以内)		取扱金融機関の定めるところによる。	
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)			
信用保証	原則として保証が必要			

資金名	小規模資金	
融資条件	小規模無担保貸付	特別小規模貸付
融資限度額	1企業・1組合 2,500万円 ただし、本融資額と既存の貸付残高を 含めて4,500万円以内	1企業・1組合 2,000万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資 残高を含む
融資期間	7年以内	
融資利率	年1.40%	年1.20%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置6か月以内)	
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信用保証	保証が必要	

融資条件	経営活性化資金		
	経営活性化資金		経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)
	設備資金	運転資金のみ	
融資限度額	1企業 5,000万円	1企業 3,000万円	1企業 5,000万円
融資期間	7年以内	5年以内	10年以内
融資利率	金融機関所定		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	元金均等月賦返済 (うち据置1年以内)	元金均等月賦返済 (うち据置6か月以内)	元金均等月賦返済 (うち据置1年以内)
担保	不要		
連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)		
信用保証	保証が必要		

## 6 申込書類

(1) 長期資金(組合転貸及び組合共同事業を除く)、短期資金(組合転貸を除く一般貸付)

### ① 融資申込書

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号) . . . . . 1部

### ② 添付書類

- ア 運転資金の金額未済で設備資金が必要となる場合については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、見積書(写)等) . . . . . 1部
- イ 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

(2) 長期資金(組合転貸)、短期資金(組合転貸)

### ① 融資申込書

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合)  
兵庫県長期・短期資金・こうべ季節貸付(組合転貸)融資申込書(様式第4号) . 1部

### ② 添付書類

- ア 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書(写)等) . . . . . 1部
- イ 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

(3) 長期資金(組合共同事業)

### ① 融資申込書

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県長期資金(組合共同事業)融資申込書(様式第5号)  
. . . . . 1部

### ② 添付書類

- ア 兵庫県長期資金(組合共同事業)推薦書(様式第6号) . . . . . 1部
- イ 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書(写)等) . . . . . 1部
- ウ 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

#### (4) 小規模資金

##### ① 小規模無担保貸付

###### ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

###### イ 添付書類

- (ア) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (イ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号）  
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕・・・・・・・・・・ 1部
- (ウ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・ 1部

##### ② 特別小規模貸付

###### ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

###### イ 添付書類

- (ア) 設備資金については、設備・金額の概要が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (イ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号）  
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕・・・・・・・・・・ 1部
- (ウ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・ 1部

#### (5) 経営活性化資金

##### ① 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

##### ② 添付書類

- ア 「経営活性化資金」事前相談書（保証協会の定めるところによる。）・・・・・・・・ 1部
- イ 「経営活性化資金」事前相談回答書（保証協会の定めるところによる。）・・・・ 1部
- ウ 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第19号）、又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書、若しくは中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書  
〔3(4)イ（新型コロナウイルス対策）の場合〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- オ 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・ 1部

## 7 その他

### (1) 特別小規模貸付について

全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。

### (2) 経営活性化資金について

- ① 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第19号）の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは、同確認書を交付するものとする。

なお、3(4)イ（新型コロナウイルス対策）の場合、新型コロナウイルス感染症に係る運用緩和後の経営安定関連保証4号・5号認定基準を満たすと金融機関が認める者については、融資対象要件の規定に関わらず融資対象とすることができるものとする。

第18 神戸市独自資金

1 融資枠及び融資区分

資金名	こうべ挑戦企業支援貸付	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付
融資枠	3億円	11億円	30億円

資金名	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	無担保・無保証人貸付 －こうべ無担保	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ 若者支援貸付
融資枠	5億円	1億円	60億円	10億円

2 資金措置

資金名 区分	こうべ挑戦企業支援貸付	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付
預託額	1億4,404万円以内	5億円以内	4億6,875万円以内
貸付利率 預託利率	無利息		
預託期間	令和4年度を含み、11か年度以内		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

資金名 区分	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	無担保・無保証人貸付 －こうべ無担保	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ 若者支援貸付
預託額	7,352万円以内	1,666万円以内	10億円以内	1億6,666万 円以内
貸付利率 預託利率	無利息			
預託期間	令和4年度を含み、8か年度以内			

3 融資対象

神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者<sup>※1</sup>）者で、事業を営んでいる中小企業者等<sup>※2</sup>であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次の資金区分ごとに定める者

- ※1 (1) ②イ, (3), (5) に関しては、「市外からの進出予定者」は対象外となる。  
 ※2 こうべ若者支援貸付においては、「中小企業者等」を「中小企業者」と読み替える。  
 ※3 この項において「政令」とは、中小企業信用保険法施行令（第1条の2）を指す。

(1) こうべ挑戦企業支援貸付

次の①又は②のいずれかに該当する者（①、②アについては市外からの進出予定者を含む）。

① 市外を含めて1年以上同一事業を引き続き経営し、拡張又は転換後の業種も融資制度の対象である者（業種の拡張又は転換後1年未満の者を含む）

② 次のア、イのいずれかに該当する者（業種の拡張又は転換後1年未満の者を含む）。

ア 生産能力増大、新商品の生産、販売能力増大、新市場への進出や研究開発等のための設備投資によって、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者。ただし、被雇用者は、常時使用する従業員（雇用保険台帳等により確認可能な者）に限る。

(ア) 融資申込前1年以内に、新たに1人以上の雇用増があったこと。

(イ) 融資申込後1年以内に、新たに1人以上の雇用増が見込まれること。

イ 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 融資申込前1年以内に、新たに1人以上の非正規雇用から正規雇用への転換があったこと。

(イ) 融資申込後1年以内に、新たに1人以上の非正規雇用から正規雇用への転換が見込まれること。

- (2) こうべ経済変動対策貸付  
必要に応じ、別途定める。
- (3) こうべ季節貸付  
夏季、冬季又は年度末における運転資金を必要とする者
- (4) 小規模無担保貸付—こうべ小規模  
常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者。なお、市外からの進出予定者を含む。
- (5) 無担保・無保証人貸付—こうべ無担保  
次の①から③の全てに該当する者（ただし、組合等を除く。）
  - ① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
  - ② この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の者
  - ③ 融資申込前1年間において納期が到来した税額がある者であって、当該税額を完納している者
- (6) 特別小規模貸付—こうべおうえん  
次のいずれにも該当する者。なお、市外からの進出予定者を含む。
  - ① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
  - ② この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の者
- (7) こうべ若者支援貸付  
次の①から③の全てに該当する者。なお、市外からの進出予定者を含む。
  - ① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
  - ② 事業を営んでいない者が営業を開始して5年未満の者
  - ③ 40歳未満の者（会社の場合は代表者）

#### 4 資金使途

- (1) こうべ挑戦企業支援貸付
  - 3 (1)①に該当する場合は、運転資金及び設備資金とする。ただし、市外からの進出予定者は設備資金のみとする。
  - 3 (1)②アに該当する場合は、事業拡大に伴う設備資金及びこれに附帯する運転資金とする。ただし、運転資金のみの申込みは不可とする。また、市外からの進出予定者は設備資金のみとする。
  - 3 (1)②イに該当する場合は、運転資金とする。
- (2) こうべ経済変動対策貸付  
必要に応じ、別途定める。
- (3) こうべ季節貸付  
運転資金とする。
- (4) 小規模無担保貸付—こうべ小規模、無担保・無保証人貸付—こうべ無担保及び特別小規模貸付—こうべおうえん、こうべ若者支援貸付  
設備資金及び運転資金とする。  
なお、小規模無担保貸付—こうべ小規模及び特別小規模貸付—こうべおうえん、こうべ若者支援貸付において、市外からの進出予定者の場合は、設備資金に限る。

5 融資条件

融資条件	資金名	こうべ挑戦企業支援貸付
融資限度額		1企業・1組合 1億円
融資期間		融資対象者①②ア 10年以内 融資対象者②イ 7年以内
融資利率		融資対象者① 年0.85% 融資対象者② 年0.80%
融資方法		取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法		元金均等月賦返済（うち据置2年以内）
担保・連帯保証人		保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）
信用保証		原則として保証が必要

融資条件	資金名	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付
融資限度額		必要に応じ、別途定める	受付期間ごとに、1企業4,000万円、1組合6,000万円（ただし本貸付に係る保証付融資残高が既にある場合は、限度額から残高を引いた額まで）
融資期間			6か月以内
融資利率			別途定める
融資方法			取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法			取扱金融機関の定めるところによる。
担保・連帯保証人			保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）
信用保証			原則として保証が必要

融資条件	資金名	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	無担保・無保証人貸付 －こうべ無担保
融資限度額		1企業・1組合 400万円	1企業 400万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含めて2,000万円以内とする
融資期間			7年以内
融資利率		年1.40%	年1.20%
融資方法		取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法		元金均等月賦返済（うち据置1年以内。ただし、資金用途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内。）	
連帯保証人		保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	不要。 ただし、融資申込者が会社の場合で中小企業信用保険法に規定する特別小口保険が付保されない者については、保証協会の定めるところによる。
担保			不要
信用保証		原則として保証が必要	保証が必要

融資条件	資金名	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ若者支援貸付
融資限度額		1企業・1組合 400万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含めて2,000万円以内とする	1企業 400万円
融資期間		7年以内	
融資利率		年1.20%	
融資方法		取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法		元金均等月賦返済（うち据置1年以内。ただし、資金用途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内。）	
担保・連帯保証人		保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証		保証が必要	



## 6 申込書類

### (1) こうべ挑戦企業支援貸付

#### ① 融資申込書

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号) . . . . . 1部

#### ② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 . . . . . 1部
- イ 設備資金の場合—設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書(写)等) . . . . . 1部
- ウ 神戸市外からの進出の場合—神戸市進出事業計画書(様式第23号) . . . . . 1部
- エ 印鑑証明書(保証協会又は金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部
- オ 以下の対象者区分ごとに定める書類

##### [3(1)①の場合]

- (ア) こうべ挑戦企業支援資金融資(融資対象者①) 事業計画書(様式第24号) . . . . . 1部

##### [3(1)②アの場合]

- (ア) こうべ挑戦企業支援資金融資(融資対象者②ア) 事業計画書(様式第25号) . . . . . 1部
- (イ) 新規被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主用) [写]等(設備投資による新規雇用が融資申込後の場合は、融資申込後概ね1年以内に提出) . . . . . 1部
- (ウ) こうべ挑戦企業支援資金融資(融資対象者②)に係る念書(様式第26号)(設備投資による新規雇用が融資申込後の場合) . . . . . 1部

##### [3(1)②イの場合]

- (ア) こうべ挑戦企業支援資金融資(融資対象者②イ) 事業計画書(様式第27号) . . . . . 1部
- (イ) こうべ挑戦企業支援資金融資(融資対象者②)に係る念書(様式第26号)(非正規雇用から正規雇用への転換が融資申込後の場合) . . . . . 1部
- (ウ) こうべ挑戦企業支援貸付(融資対象者②イ)に係る確認書(様式第28号)(非正規雇用から正規雇用への転換が融資申込後の場合) . . . . . 1部

### (2) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

### (3) こうべ季節貸付

#### ① 融資申込書

- [信用保証が必要な場合] 信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部

##### [信用保証が不要な場合]

- ・兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号)(組合転貸以外の場合) . . . . . 1部
- ・兵庫県長期・短期資金・こうべ季節貸付(組合転貸) 融資申込書(様式第4号)(組合転貸の場合) . . . . . 1部

#### ② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 . . . . . 1部
- イ 印鑑証明書(保証協会又は金融機関の定めるところによる。) . . . . . 1部

### (4) 小規模無担保貸付—こうべ小規模

#### ① 融資申込書

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) . . . . . 1部
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号) . . . . . 1部

- ② 添付書類
  - ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書・・・・・・・・・・ 1部
  - イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増  
改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
  - ウ 神戸市進出事業計画書（様式第23号）〔神戸市外からの進出の場合〕・・・・ 1部
  - エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）・・・・・・ 1部

(5) 無担保・無保証人貸付―こうべ無担保

- ① 融資申込書
  - ・信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- ② 添付書類
  - ア 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増  
改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
  - イ 融資申込前1年間に納期の到来した当該事業に係る市民税（所得割又は  
法人税割）の納税証明書・・・・・・・・・・ 1部
  - ウ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）・・・・・・ 1部

(6) 特別小規模貸付―こうべおうえん

- ① 融資申込書
  - ・信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- ② 添付書類
  - ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書・・・・・・・・・・ 1部
  - イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増  
改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
  - ウ 神戸市進出事業計画書（様式第23号）〔神戸市外からの進出の場合〕・・・・ 1部
  - エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）・・・・・・ 1部

(7) こうべ若者支援貸付

- ① 融資申込書
  - ・信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- ② 添付書類
  - ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書・・・・・・・・・・ 1部
  - イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増  
改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
  - ウ 神戸市進出事業計画書（様式第23号）〔神戸市外からの進出の場合〕・・・・ 1部
  - エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）・・・・・・ 1部

7 その他

- (1) 特別小規模貸付―こうべおうえん  
全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。
- (2) こうべ若者支援貸付  
「創業関連保証」を利用するものとする。

第19 施行

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年12月13日から施行する。
- この要綱は、令和5年1月10日から施行する。
- この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

別表1 (第5関係)

## 取扱金融機関

資金名		取扱金融機関名
事業展開融資	新分野進出資金	〈銀行〉 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、京都、関西みらい、池田泉州、南都、但馬、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、三井住友信託、みなと、トマト、徳島大正
	設備投資資金	
	立地資金	
	開業資金	
経営安定融資	経営安定資金	〈信用金庫〉 大阪、北おおさか、神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、鳥取、備前日生、大阪シティ、京都北都
	借換資金	
一般事業融資	長期資金	〈信用組合〉 大阪協栄、近畿産業、兵庫県医療、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり
	短期資金	
	小規模資金	
	経営活性化資金	
神戸市独自資金		〈農業協同組合等〉 兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫六甲、兵庫南、みのり、相生市、ハリマ、たじま、丹波ひかみ、あわじ島

ただし、一部の資金を取り扱っていない金融機関あり

別表2 (第6関係)

取扱期間及び受付機関

	制度名		取扱期間	受付機関
	資金	名等		
事業展開融資	新分野 進出資金	事業応援貸付	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会
		事業承継支援貸付		
	設備投資 資金	設備投資促進貸付		
		立地資金		
	開業資金	新規開業貸付 再挑戦貸付		
経営安定融資	経営安定 資金	経営円滑化貸付	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで 第16の3(1)①(災害対 応)は別途定める 第16の3(1)①(新型コ ロナ対策貸付)は 令和4年4月1日から 当面の間(※) 第16の3(1)①(鳥イン フルエンザ貸付)は 令和4年12月13日から 令和5年3月31日まで	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会  ただし、第16の3(1) ①(伴走型経営支援特 別貸付)の場合は取扱 金融機関
		企業再生貸付		
	経営力強化貸付	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで 第16の3(1)②(コロナ 対応)は 令和5年1月31日から 令和5年3月31日まで		
	借換資金	借換等貸付	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで 第16の3(2)①イ(新型 コロナ対策)は 令和4年4月1日から 当面の間(※)	
一般事業融資	長期資金	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
	短期資金			
	小規模 資金			小規模無担保貸付
				特別小規模貸付
経営活性化資金	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで 第17の3(4)イ(新型コ ロナ対策)は 令和4年4月1日から 当面の間(※)	取扱金融機関		
神戸市独自資金	こうべ挑戦企業支援貸付	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会 神戸市	
	小規模無担保貸付－こうべ小規模			
	無担保・無保証人貸付－こうべ無担保			
	特別小規模貸付－こうべおうえん			
	こうべ若者支援貸付			
	こうべ季節貸付			夏季・冬季・年度末(具体 的な期間は別途定める)
	こうべ経済変動対策貸付			必要に応じ、別途定める

(※) コロナ対策資金の取扱期間の終期については、セーフティネット保証4号の指定期間延長に合わせて延長(指定期間終了とともに終了)

別表3（第8の2、第9関係）

## 様 式

様式番号	様 式 名	実行後の取扱
1号	信用保証委託申込書（信用保証協会様式）	—
2号	兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）	地域経済課へ送付
3号	兵庫県進出事業計画書	
4号	兵庫県長期・短期資金・こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書	
5号	兵庫県長期資金（組合共同事業）融資申込書	
6号	兵庫県長期資金（組合共同事業）推薦書	
7号	兵庫県新分野進出資金（事業応援貸付）事業計画書	
8号	兵庫県新分野進出資金（事業承継支援貸付）事業計画書	
9号	兵庫県設備投資資金（設備投資促進貸付）事業計画書	
10号	兵庫県立地資金（拠点地区進出貸付）事業計画書	
11号	兵庫県開業資金（新規開業貸付・再挑戦貸付）事業計画書	
12号	兵庫県開業資金（新規開業貸付—経営者保証免除）確認書	
13号	兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（売上減少）	
14号	兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（原油価格高騰）	
15号	兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（原材料価格高騰）	
16号	兵庫県経営円滑化貸付対象企業認定申請書（連鎖倒産防止）	
17号	兵庫県企業再生貸付事業計画書	
18号	兵庫県借換等貸付事業計画書	
19号	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書	
20号	兵庫県借換等貸付（新型コロナウイルス対策）事業計画書	
21号	兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書	
22号	兵庫県中小企業融資制度融資実行（保証なし）報告書	
23号	神戸市進出事業計画書	
24号	こうべ挑戦企業支援貸付（融資対象者①）事業計画書	
25号	こうべ挑戦企業支援貸付（融資対象者②ア）事業計画書	
26号	こうべ挑戦企業支援貸付（融資対象者②）に係る念書	
27号	こうべ挑戦企業支援貸付（融資対象者②イ）事業計画書	
28号	こうべ挑戦企業支援貸付（融資対象者②イ）に係る確認書	
29号	鳥インフルエンザの影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書	地域経済課へ送付